

保存版

任意継続被保険者

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階
ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



1. 任意継続被保険者となるための要件

- (1) 資格喪失日の前日までに「継続して2ヶ月以上の被保険者期間」があること。
 - (2) 資格喪失日から「20日以内」に申請すること。(20日目が営業日でない場合は翌営業日まで)
- ※ 申請については、自宅住所地を管轄する全国健康保険協会の都道府県支部で行います。

2. 申請に必要なもの

・健康保険任意継続被保険者資格取得申出書
(添付書類について)

①退職日が確認できる書類(任意)

次のいずれかを添付してください。

- ・退職証明書のコピー、雇用保険被保険者離職票のコピー、健康保険被保険者資格喪失届のコピー等、事業主または公的機関が作成した資格喪失の事実が確認できる書類
- ・申出書の健康保険資格喪失証明欄(事業主記入用)への記載

※添付(記載)がない場合でも、お手続きは可能ですが、被保険者証の発行は、日本年金機構から資格喪失記録の提供を受けた後に行います。

②口座振替により保険料の納付を希望する場合

・[保険料預金口座振替依頼書](#)・[自動払込利用申込書](#)(任意継続加入後でもお手続きいただけます。)

③被扶養者となる方がいる場合 [申請に必要なもの](#)

3. 被保険者期間

任意継続被保険者となった日から2年間

(4. 任意継続被保険者の資格喪失2~6に該当する場合を除く)

4. 任意継続被保険者の資格喪失

次のいずれかに該当するときは、被保険者の資格を喪失しますので、資格確認書が発行されている場合はすみやかに返納してください。(カッコ内は資格を喪失する日です)

※3、4、5に該当した際は「[任意継続被保険者資格喪失申出書](#)」の提出が必要となります。

1. 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき。
2. 保険料を納付期日までに納付しなかったとき。(納付期日の翌日)
3. 就職して、健康保険、船員保険、共済組合などの被保険者資格を取得したとき。(被保険者資格を取得した日)
4. 後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき。(被保険者資格を取得した日)
5. 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき。(申出が受理された日の属する月の翌月1日)
6. 被保険者が死亡したとき。(死亡した日の翌日)

5. 保険料

1. 令和6年4月分からの保険料額

退職時の標準報酬月額×9.35%~10.42%(※)(40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方については、これに全国一律の介護保険料率1.60%が加わります)です。

(※)保険料額は都道府県ごとに異なります。都道府県ごとの保険料額については、[こちら](#)をご覧ください。

ただし、退職時の標準報酬月額が30万円を超えていた場合は、標準報酬月額は30万円です。

2. 保険料は次の場合を除き、2年間変わりません。

(ア)任意継続加入中に40歳になり介護保険第2号被保険者に該当した場合、または65歳になり介護保険第2号被保険者に該当しなくなった場合

(イ)健康保険料率や介護保険料率に変更された場合

(ウ)標準報酬月額の上限が変更された場合

(エ)保険料の異なる都道府県へ転出した場合

3. 前納する場合の保険料額

協会けんぽの[任意継続被保険者が前納する場合の保険料額については、こちら](#)をご覧ください。

